

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成23年1月13日(2011.1.13)

【公表番号】特表2010-509031(P2010-509031A)

【公表日】平成22年3月25日(2010.3.25)

【年通号数】公開・登録公報2010-012

【出願番号】特願2009-537329(P2009-537329)

【国際特許分類】

A 6 3 F 13/00 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 13/00	A
A 6 3 F 13/00	M

【手続補正書】

【提出日】平成22年11月12日(2010.11.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ディスプレイと少なくとも一つの付属する生体測定センサとを有するゲーム装置の場所を決定するステップと、

少なくとも前記ゲーム装置の前記場所に基づいて、前記少なくとも一つの生体測定センサにより取得可能な物理的生体測定データの少なくとも一つの項目を、前記ゲーム装置のユーザに入力指示するステップと、

生体測定センサの前記少なくとも一つの項目を受信するステップと、

受信した物理的生体測定データの少なくとも一つの項目と、前記ユーザに関連付けられる物理的生体測定データの少なくとも一つの認証済みの項目との照合に基づき、前記ゲーム装置において少なくとも一つのサービスを有効化するステップであって、前記少なくとも一つのサービスは賭け型ゲームを含むステップと、を含む方法。

【請求項2】

複数のサービスエリアから前記ゲーム装置の前記場所を決定するステップと、前記ゲーム装置が前記複数のサービスエリアの第1のエリアに設置されているときに、物理的生体測定データの少なくとも第1の項目を前記ゲーム装置の前記ユーザに入力指示するステップと、を含む請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記ゲーム装置が複数の前記サービスエリアの第2のエリアに設置されていることを決定するステップを含み、前記ユーザは前記第2のエリアにいるときには物理的生体測定データを入力指示されず、前記少なくとも一つのサービスは物理的生体測定データの前記少なくとも一つの項目なしに前記第2のエリアにおいて有効化される、請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記ゲーム装置は前記複数のサービスエリアの第2のエリアに設置されていることを決定するステップと、前記第2のエリアにいるときに前記ユーザに物理的生体測定データの少なくとも第2の項目を入力指示するステップと、を含む請求項2に記載の方法。

【請求項5】

前記第2のエリアにいるときに前記ユーザに物理的生体測定データの前記第1及び前記

第 2 の項目を入力指示するステップを含む、請求項 4 に記載の方法。

【請求項 6】

前記ゲーム装置の前記場所に関連付けられる監視レベルを決定するステップと、前記場所の前記監視レベルに基づいて物理的生体測定データの少なくとも第 1 の項目をユーザに入力指示するステップと、を含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 7】

複数のサービスエリアから前記ゲーム装置の前記場所を決定するステップであって、前記複数のサービスエリアのそれぞれは場所に関連付けられる監視レベルを有するステップと、前記第 2 のエリアに関連付けられる監視レベルに基づいて、前記複数のサービスエリアの第 2 のエリアにいるときに、前記ユーザに物理的生体測定データの第 2 の項目を入力指示するステップと、を含む請求項 6 に記載の方法。

【請求項 8】

ユーザの変化データの少なくとも一つの項目を取得するステップと、ユーザの変化データの少なくとも一つの項目に基づいて、ユーザの変化が疑わしいときに、前記ユーザに個人認証データの少なくとも一つの項目を入力指示するステップと、を含む請求項 1 に記載の方法。

【請求項 9】

請求項 1 に記載の方法を実行するためにプログラムされたコンピュータ装置を備える装置。